



鳥取県公報

令和2年10月13日(火)
第9242号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (557) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (558) (〃) 2
	公共測量の実施 (559) (県土総務課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (560) (八頭県土整備事務所) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (561) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (562) (〃) 3
	採石法による採取計画の認可の公表 (563) (西部総合事務所米子県土整備局) 3

告 示

鳥取県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山135	令和2年8月31日

鳥取県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人健康会	倉吉市宮川町155-18	デイサービスしみず苑	倉吉市宮川町155-18	認知症対応型通所介護	令和2年8月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人健康会	倉吉市宮川町155-18	デイサービスしみず苑	倉吉市宮川町155-18	介護予防認知症対応型通所介護	令和2年8月31日

鳥取県告示第559号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年10月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（道路三次元データ計測）
- 2 作業期間 令和2年10月12日から令和3年9月30日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡大山町

鳥取県告示第560号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年10月13日

鳥取県八頭県土整備事務所長 的 場 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
 令和2年6月8日 鳥取県指令第202000060663号
 令和2年7月17日 鳥取県指令第202000103196号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
 八頭郡八頭町久能寺字中土居307-1 外7筆
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市賀露町4045-1
 コスモ開発株式会社 代表取締役 星見 知孝

鳥取県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月13日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
桑名富雄	桑名歯科医院	倉吉市宮川町177	令和2年10月1日	平成30年1月19日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第562号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年10月13日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
桑名富雄	桑名歯科医院	倉吉市宮川町177	令和2年10月1日	平成30年1月19日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第563号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月13日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	

環境プラント 工業株式会社 代表取締役 河本 剛	米子市高島130 - 1	西伯郡南部町東上字 切 塞 1250 外 13 筆 (91,639平方メート ル)	風化花崗岩 (22,322 立方メートル)	令和2年10 月1日から 令和5年6 月30日まで	令和2年10月 1日
-----------------------------------	-----------------	--	--------------------------	------------------------------------	---------------